

# 令和8年度新潟県立精神医療センター 消防設備保守点検業務委託契約書（案）

委託者 新潟県立精神医療センター（以下「甲」という。）と受託者

（以下「乙」という。）とは、甲に設置してある消防用設備の保守点検業務について、次の条項により委託契約を締結する。

**第1条** 乙は、次の各号に掲げる消防用設備の保守点検業務（以下「業務」という。）を行うものとし、業務内容等の詳細は、別に定める仕様書のとおりとする。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 自動火災報知設備  | (7) 二酸化炭素消火設備 |
| (2) 火災通報設備    | (8) ダクト消火設備   |
| (3) ガス漏れ警報設備  | (9) 消火器       |
| (4) 非常放送設備    | (10) 避難器具設備   |
| (5) 誘導灯設備     | (11) 防火設備定期点検 |
| (6) スプリンクラー設備 |               |

**第2条** 乙は、前条(1)から(10)の消防用設備について、消防法第17条の3の3の規定による、消防法施行規則第31条の6及び平成16年5月31日付け消防庁告示第9号の点検を行い、前条(11)は建築基準法第12条第4項による防火設備の定期点検を、それぞれ別紙に定める期間ごとに行うものとする。

2 乙は、点検結果について点検票により甲に報告し、甲は、乙の作業を確認のうえ、点検票に押印する。

**第3条** 甲は、前条の点検料として、金 円（うち消費税額 円）を乙に支払う。

2 点検料金の支払方法は、点検1回終了毎に別紙明細の実施したそれぞれの設備の1回の点検料金の合計額を、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

**第4条** 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡し、又はこの契約に定める義務を引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

**第5条** 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を受けたときは、この限りではない。

**第6条** 甲は、第2条の点検の結果、設備等技術基準及び点検基準に適合しない部分があったときは、乙と協議のうえ、自らの責任において措置するものとする。ただし、点検の際措置可能な軽易なものは乙が行う。

**第7条** 甲は、第1条の設備が常に正常の状態にあることに留意し、万一火災その他に

よって作動したとき、又は、故障等を発見したときは、速やかに乙に通知するものとする。

**第8条** 点検に要する材料は乙の負担とする。

**第9条** 乙が業務を遂行するに当たり、甲又は第三者に与えた損害は全て乙の責任とし、乙が自己の責任において損害賠償を行うものとする。

**第10条** 乙及び乙の技術員は、業務上知り得た機密及び第三者の機密を他に漏らしてはならない。特に個人情報の取扱いについて別記に定めるものとする。

**第11条** 乙は、第2条の点検を行う技術員を定め、書面をもってその氏名、資格を甲に通知しなければならない。技術員を変更したときも同様とする。

**第12条** この契約の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

**第13条** この契約の期間中に当事者のいずれか一方がこの契約を履行しないとき、又は、当事者双方合意あるときは契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき

(3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき

(4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき

(5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

**第14条** この契約に記載のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

長岡市寿2丁目4番1号  
甲 新潟県立精神医療センター  
院長 細木俊宏

乙